

二九 予算と法律

一 予算と法律は国政運営上的一大規範であり、ともに国会の議決により成立するものであって、予算とい
れに対応する法律との間に不一致を生ずるということは、本来的には予想されていないところであると考
えられる。

しかしながら、両者は別個の議決形式とされ、その成立手続に相違があるため、両者の調整が図られず、
結果的に両者の間に不一致が生ずる場合があり得ることは否定できない。

二 予算と法律の不一致については、これが憲法や法律の具体的条項に違反するという問題ではないとして
も、実現しようとする規範内容に不統一が生じ不合理であるとともに、終局的にこれが是正されないとき
は、その実現が図られないこととなる。したがって、このような事態が生じた場合は、できるだけ速やか
に是正措置を講すべきであり、政府として採る得るべき措置としては、例えば予算が成立したのにその裏
付けとなる法律が成立していない場合には、その法律の速やかな審議をお願いすること、逆に予算を伴う
法律が予算措置の範囲を超えて修正成立した場合には、予備費の使用その他の予算措置を講ずる等が考
えられるところである。

三 なお、政府には、予算及び法律案の双方について国会に提出し得るという権能が与えられており、法律
の改正案を提案するとともに、これに対応する予算案を編成して提案することは、当然許されるというで
あり、従来からの運用、慣行においても確立したものと考えられる。

(国会答弁例)

〔参・補助金特別委 昭六〇・四・一一〕
茂 串 内 閣 法 制 局 長 官 答 辨

○桑名義治君 そこで内閣法制局にお伺いするわけでござりますが、これは一般論としてでございま
すが、予算の成立内容と法律内容とが不一致の場合には行政府としてはどのような対応をなすべきかという
法律的見解を伺っておきたいと思います。

○政府委員 (茂串俊君) ただいまの御質問、法律と予算が不一致となつた場合には行政府としては
どのような対応をすべきかという御質問と承りましたが、私の立場上一般論として申し上げますと、予算と
法律は国政運営上のいわば二大規範でありまして、ともに国会の議決により成立するものでありますから、
予算とこれに対応する法律とが内容的に相矛盾したり不一致を来すというようなことは本来的には予想され
ないところであると思ひます。

しかしながら、両者の不一致を来す場合が全くないとは言えないわけでありまして、典型的な例といたし
まして挙げられますのは、予算が成立したのにその裏づけとなる法律が成立していなかつたり、あるいは逆
に予算を伴う法律が予算措置を講じていらないのに成立したような場合を挙げることができます。
そして、前者の例でござりますれば、予算の裏づけとなる法律が成立、執行されない限りは関係予算の執行
ができないことになります。また、後者の例でありますれば、予算の面で所要の措置が講じられない限り当
該法律の内容を執行することができないという問題が出てくるわけでござります。

そこで、このような場合に行政府としてはどのように対応すべきかということになりますが、前者の例
でござりますれば、その法律の速やかな成立を図るべく国会の御審議をお願いする。また、後者の例であり
ますれば、予備費の使用その他の予算上の措置をとるというようだ、両者の不一致を解消するための所要の

対応策を講ずべきものと考へております。

なお、今回の場合のように、既に予算が成立しているのに、予算に対応する法律の改正案、それも歳出予算の縮減を伴うような改正案が国会で審議中のような場合でござりますと、政府としては法律と予算をともに誠実に執行すべきであるという立場に立って、法的に問題がない限り、その法律の成立を待つて処理するということも是認されるのではないか、むしろ適当ではないかというふうに私どもは考へております。

〔参・補助金特別委 昭六〇・五・一三〕
茂 串 内 閣 法 制 局 長 官 答弁

○和田静夫君 ・・・政府の予算編成権、提案権は法律の拘束を受ける、仮に法改正の作業をしていても、改正法が公布される以前であれば政府の予算提出は現行法によつて行われるべきである、行政説をとるということになればそういうことだろうと思うんですがね。 . . .

○政府委員（茂串俊君）ただいまの御質問につきましては、私どもはこう考へております。法律の提案権といふものは政府にまずはござります。これは憲法七十二条とかあるいは内閣法を引用するまでもなく確立された解釈であり、また運用でござります。また、予算の編成並びに国会への提出権、これはもう憲法に明示されておりますように内閣の専属的な権限として与えられておるものでござります。その意味におきまして、内閣なり政府の立場といたしましては、法律の改正につきまして案を作成して国会に提案するという権能は持つておるわけでござりますし、また予算も先ほど申し上げましたようなことで提案権を持つておるわけでございますから、その両者につきまして、国会に対しまして御審議の素材という意味合いもいわば比喩的に言えは含めまして御提案を申し上げ、そして御審議をいただくということでございまして、その意味で、先ほどお話をございましたように、現行の法律どおりに予算を編成しなければならないという言葉は、若干あ

る意味では、何と申しますかはつきりしない点が私はあるわけでもございまして、先ほど申し上げましたように、法律の新規制定あるいは改正の案を政府として作成し御提案申し上げるとともに、それに対応するところの予算の案を組みまして提案するということは当然に許されてしかるべきであるし、また今までの運用、慣行におきましてもそれは確立したやり方であると、かように考えておる次第でございます。